

香芝市定額減税調整給付金



対象者

令和6年1月1日時点において香芝市にお住まいのかたで、
令和6年分の所得税または令和6年度分の住民税において、
定額減税しきれないかた

給付対象となるかたには、給付額を記載した「確認書」を発送します。
※令和6年6月25日(火)以降に発送予定です。

確認書

内容を確認し、必要事項を記載のうえ、同封の返信用封筒で返送してください。

給付対象者は上記の「確認書」が発送されたかたのみとなります。
定額減税と併せた給付制度のため、文書が送付されないかたは給付金の申請をしていただけません。

給付額

(ア)と(イ)の合算額を1万円単位に切り上げた額

(ア) 所得税の定額減税可能額(3万円×減税対象人数*)が、定額減税前の
「令和6年分推計所得税額(令和5年分所得税額)」を超えた金額

(イ) 個人住民税の定額減税可能額(1万円×減税対象人数*)が、
定額減税前の「令和6年度分個人住民税所得割額」を超えた金額

*減税対象人数:納税義務者本人および控除対象配偶者・扶養親族(国外居住者を除く)

(ア) 所得税分調整給付額

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{定額減税可能額} \\ \hline 3\text{万円} \times (\text{減税対象人数}) \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{令和6年分推計所得税額} \\ \hline (\text{令和5年分所得税額}) \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{(ア) 所得税分調整給付額} \\ \hline \end{array}$$

※定額減税前

(イ) 個人住民税分調整給付額

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{定額減税可能額} \\ \hline 1\text{万円} \times (\text{減税対象人数}) \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{令和6年度分} \\ \hline \text{住民税所得割額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{(イ) 個人住民税分調整給付額} \\ \hline \end{array}$$

※定額減税前

調整給付額 = (ア) + (イ) (1万円単位に「切り上げて」算出)

お問い合わせ先

電話番号 0745-51-0547

設置期間 6月25日(火)~10月31日(木)

場所 香芝市役所3階 第2会議室

受付時間 9時~17時(土・日・祝日を除く)

香芝市定額減税調整
給付金ホームページ



香芝市 定額減税調整給付金

検索

<https://www.city.kashiba.lg.jp/soshiki/4/48082.html>

! 調整給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!